

香川県条例第10号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(客席の部分とその他の部分との区画)</p> <p>第19条 興行場等の客席の部分（舞台を含む。）とその他の部分とは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第18項に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第18項第2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条（第4号を除く。）及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有</p>	<p>(客席の部分とその他の部分との区画)</p> <p>第19条 興行場等の客席の部分（舞台を含む。）とその他の部分とは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第13項に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 興行場等の用途に供する部分の主階が避難階以外の階にある建築物は、この節の前各条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第13項第2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 興行場等の用途に供する建築物で、特定行政庁がその用途又は規模により安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、この節（第13条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条（第4号を除く。）及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有</p>

するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

4 略

するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。